

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和6年2月26日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和6年2月26日（月曜日）

午前9時59分開議

午後0時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第4号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 令和5年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第20号 令和6年度熊本県一般会計予算

議案第23号 令和6年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第31号 令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第34号 令和6年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第41号 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 包括外部監査契約の締結について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①令和5年度国民保護の取組について

②緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

令和5年度総務常任委員会における取組の成果について

出席委員（8人）

委員長 岩本浩治

副委員長 南部隼平

委員 溝口幸治

委員 高木健次

委員 緒方勇二

委員 西山宗孝

委員 幸村香代子

委員 立山大二朗

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内田清之

政策審議監 津川知博

危機管理監 橋本誠也

政策調整監 神西良三

秘書グループ課長 福原彰宏

広報グループ課長 清水英伸

くまモングループ課長 鳥井薫順

危機管理防災課長 佐崎一晴

総務部

部長 平井宏英

理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 松 岡 正 之
 政策審議監 下 山 薫
 総務私学局長 中 村 誠 希
 首席審議員兼人事課長 磯 谷 重 和
 財政課長 臼 井 洋 介
 県政情報文書課長 坂 本 久 敏
 総務厚生課長 上 塚 恭 司
 財産経営課長 松 尾 亮 爾
 私学振興課長 枝 國 智 一
 市町村課長 阿 南 周 造
 消防保安課長 田 口 雄 一
 税務課長 坂 口 啓 介
 企画振興部
 部 長 富 永 隼 行
 理 事
 （デジタル戦略担当）
 兼デジタル戦略局長 小金丸 健
 政策審議監 門 崎 博 幸
 地域・文化振興局長 永 友 義 孝
 交通政策・統計局長 阪 本 清 貴
 球磨川流域復興局長 府 高 隆
 土木技術審議監 菰 田 武 志
 首席審議員兼企画課長 小 川 剛 史
 政策監 中 村 寿 克
 地域振興課長 久保田 健 二
 文化企画・
 世界遺産推進課長 木 原 徹
 交通政策課長 坂 本 弘 道
 統計調査課長 東 敬 二
 デジタル戦略推進課長 受 島 章太郎
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 中 川 太 介
 出納局
 会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗
 会計課長 杉 本 良 一
 管理調達課長 嘉 永 秀 俊
 人事委員会事務局
 局 長 西 尾 浩 明
 公務員課長 永 野 茂

監査委員事務局
 局 長 浦 田 隆 治
 首席審議員兼監査監 江 橋 倫 明
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 坂 本 誠 也

議会事務局
 局 長 波 村 多 門
 総務課審議員
 兼課長補佐 帆 足 朋 和
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 大 濱 順 和

事務局職員出席者
 議事課主幹 泗 水 靖 希
 政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時59分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、審査を効率的に行うため、総務部長からの総括説明、財政課長からの令和5年度補正予算、令和6年度の当初予算の概要等の説明に続いて、まず、令和5年度補正予算について執行部の説明を求め、その分の質疑応答を行います。次に、令和6年度当初予算及びその他の議案について執行部の説明を求めた後、その分の質疑応答を行い、最後にまとめて採決を行いたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長からの総括説明をお願いします。

○平井総務部長 着座にて失礼いたします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和5年度2月補正予算でございます。

今回の補正予算は、国の経済対策への対応による増額の一方で、年度内の執行見込みを踏まえた減額によりまして、全体では312億円余の減額補正となり、補正後の予算規模は、9,733億円余となります。

次に、令和6年度当初予算についてでございますが、3月に知事の改選期を迎えることから、義務的経費が中心の骨格予算として編成しておりまして、総額7,707億円余となっております。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 次に、財政課長から、令和5年度2月補正予算、令和6年度当初予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

横置きで総務常任委員会説明資料、令和5年度2月補正予算の1ページをお願いします。

2月補正予算の概要でございます。

2月補正予算は、国の補正予算に対応した災害からの復旧、防災・減災、国土強靱化関係及び独自の地域活性化策、また、半導体関連産業の集積への対応に係る事業の増額のほか、今後の執行見込みの精査による減額を計上しております。

主な内容ですが、まず、(1)国の経済対策

への対応で、直轄災害復旧事業負担金100億4,400万円、熊本県公立学校情報機器整備基金積立金30億2,100万円、なりわい再建支援事業27億9,000万円でございます。

次に、(2)経済対策に合わせた独自の地域活性化策で、内容は、攻めの園芸緊急生産対策事業1億2,500万円、中小企業DX推進事業補助金1億600万円、地域一体となった宿泊事業者物価高騰等対策支援事業1億円でございます。

次に、(3)半導体関連産業の集積を踏まえた対応で、内容は、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備19億3,500万円、さらなる半導体関連産業の集積に向けた可能性調査委託900万円でございます。

その他、執行残、国庫内示減等に伴う減額を行っており、2月補正予算は、全体で312億3,900万円の減額補正となり、補正後の予算規模は、9,733億3,000万円となります。

2ページをお願いします。

表は、一般会計、特別会計及び企業会計、それぞれの補正の状況を記載しております。

3ページをお願いします。

3ページと4ページが歳入予算の内訳となっており、3ページでは、主に税收等の動向を踏まえ、1の県税、2の地方消費税清算金が減となっており、3の地方譲与税、5の地方交付税が増となっております。

4ページでは、感染症への対応等に関連して、9の国庫支出金が減となっているほか、各区分において、今年度の最終的な歳入見込みを踏まえた増額または減額を行っております。

5ページをお願いします。

5ページと6ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

2月補正予算は以上でございます。

続いて、別紙で総務常任委員会説明資料（令和6年度当初予算）の資料の1ページをお

願いいいたします。

令和6年度当初予算の概要でございます。

まず、予算編成の基本的な考え方についてですが、令和6年度当初予算は、知事の改選期を迎えることから、骨格予算として編成しております。

骨格予算計上の考え方は、表に記載のとおりで、一般行政経費のうち人件費や扶助費等の義務的な経費や投資的経費のうち災害復旧事業費、公債費などは、年間所要見込額を計上しております。

また、表の欄外下に米印で記載しておりますが、熊本地震、感染症、豪雨災害関連等の重点的に取り組むべき事業については、継続して実施すべきもの、あるいは新規であっても年度当初からの事業着手が必要な経費は、骨格予算で計上しています。

2ページをお願いします。

一般会計当初予算の規模は7,707億円で、前年度比で1,428億円の減となります。

前回の骨格予算である令和2年度当初予算と比べると、552億円の増となりますが、これは、感染症対策関連の制度融資に係る金融機関への預託金を前回とは異なり計上しているほか、義務的経費である人件費、扶助費、公債費や投資的経費のうち、災害復旧事業費が増加していることが主な要因です。

3ページをお願いします。

当初予算の特色を記載しております。

1、令和2年7月豪雨からの創造的復興に係る予算として166億円、2、感染症対策関連として328億円、3、熊本地震からの創造的復興として120億円を計上しております。

下に、参考として、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害に係るこれまでの予算の累計額とその内訳を記載しております。

4ページをお願いします。

4ページから5ページにかけては、一般会計のほか、15の特別会計及び5つの企業会計の内訳を記載しております。

こちらについては、所管の常任委員会で御審議いただきます。

6ページをお願いします。

6ページと7ページが歳入予算の内訳です。

6ページの4の地方特例交付金の増加率が409%と大きくなっておりませんが、これは定額減税の補填が行われるためです。1の県税は、その定額減税の影響もあって減の見込みとなっています。

7ページの9の国庫支出金は、感染症への対応に関連して、12の繰入金、15の県債は、骨格予算として編成したことにより大きく減となっております。

8ページをお願いします。

8ページと9ページが歳出予算の内訳です。

一番右側の説明欄に主な事業を記載しております。

なお、骨格予算に伴い、1の一般行政経費の(3)物件費、(4)その他が減となっており、9ページの2の投資的経費のうち、(1)普通建設事業費、(3)国直轄事業負担金の減も骨格予算に伴うものでございます。

当初予算の総括説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長からの説明に入りますが、まず、人事課長に各課共通の会計年度任用職員の報酬等改定について説明を求めた後、関係課長等から、会計年度任用職員の報酬等改定以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

総務常任委員会説明資料、令和5年度2月補正予算、14ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の報酬等の改定につきましては、全庁共通の事柄でありますので、各課からの説明に先立ちまして、一括して人事課の例で御説明します。

表の下段、人事管理費、説明欄1、(1)人事課運営経費の会計年度任用職員報酬等改定に伴う増としまして、21万8,000円を計上しています。

これは、会計年度任用職員についても、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じることの基本とするよう、総務省から各都道府県に対して技術的助言が発出されたことを受け、改定を行うものでございます。

各課の補正額につきましても、人事課と同様の方法で積算し計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から令和5年度補正予算について説明をお願いします。

○清水広報グループ課長 広報グループでございます。

9ページをお願いします。

広報費として、減額と財源更正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)のウェブ活用広報事業と(4)の新型コロナウイルス関連広報事業につきましては、所要見込額の減及び経費の確定等に伴い減額するものです。

(2)の復旧・復興首都圏等広報強化事業及び(3)の新型コロナウイルス関連広報事業につきましては、財源更正を行うものでございます。

10ページをお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

広報関係業務と首都圏広報業務につきましては、さきの12月議会において、それぞれ債務負担行為の設定を御了承いただいたところですので。

上段の広報関係業務につきましては、ラジオ広報を、下段の首都圏広報業務につきまし

ては、銀座熊本館のA S O B I ・ B a r の運営を新年度当初から継続して実施する必要があるため、これに要する経費を加えた限度額に変更をお願いするものです。

説明は以上です。

○鳥井くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料の11ページをお願いします。

商業総務費の右側説明欄をお願いします。

2の物産振興費につきまして、くまモンランド化推進事業の所要見込額の減額及び一般財源の財源更正を行うものでございます。

くまモングループは以上でございます。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

12ページをお願いします。

2段目の防災総務費につきまして、説明欄2の防災対策費の(2)市町村派遣職員人件費負担金は、今年度、市町村から新たに派遣されている職員1名の給与負担金を計上するものでございます。

4、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業は、防災用通信インフラの強靱化等に要する経費の所要見込額の減によるものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

14ページをお願いします。

下段の人事管理費、説明欄2、退職手当としまして15億200万円余を計上しております。これは、定年引上げに伴い、定年前に退職する知事部局職員が、当初仮で見込んだ人数より直近の意向調査で増加したことから、退職手当の増額をお願いするものでございます。

人事課は以上でございます。

○臼井財政課長 財政課でございます。

16ページ2段目の財政管理費ですが、6の県債管理基金積立金につきましては、地方財政法に基づく令和4年度の決算剰余金の積立に伴う増額補正です。

17ページをお願いします。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけて、公的機関や民間金融機関からの借入れの償還金及びマーケットで広く投資家から購入を募る債券、いわゆる市場公募債の償還金の原資となる公債管理特別会計繰出金等を最終見込額に減額補正するものです。

18ページは、17ページで触れた一般会計からの繰入金を原資とする公債管理特別会計の歳出です。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけて、マーケットで広く投資家から購入を募る債券の償還金等を、17ページと同じく、最終見込額に減額補正するものです。

19ページをお願いします。

債務負担行為の設定についてですが、これは、来年度の地方債の管理システムの保守管理業務委託を年度内に契約するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

20ページをお願いいたします。

まず、2段目の文書費につきまして、増額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

増額は、(4)市町村交流職員給与等負担金等でございます。

なお、一番下の財源更正は、一般財源からコロナ臨時交付金に更正するものでございます。

21ページをお願いいたします。

大学費の減額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

(1)通常分の運営費交付金、(2)授業料等の減免に係る交付金ほか、いずれも所要見込額の減によるものでございます。

県政情報文書課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右説明欄2の庁費の共済組合事業費につきましては、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合本部への事務費負担金の減によるものでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、2の職員福利厚生費、(1)職員の健康管理費等は、職員の人間ドック受診者等の補助対象者数の減に伴い減額するものでございます。

(2)心の健康サポート等事業は、産業医報酬等の所要見込額の減に伴い、減額するものでございます。

3の児童手当は、対象児童数の減による減額をお願いしております。

最後に、下段の恩給及び退職年金費でございますが、受給者の減による減額をお願いしております。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

23ページをお願いいたします。

下段の財産管理費をお願いいたします。

1の財産管理費のうち、(2)の火災共済金は、熊本地震に係る災害見舞金等が支払われたことによる一般財源から諸収入への財源更正でございます。

3の庁舎等管理費ですが、(1)の庁舎管理費は、県庁舎の光熱水費に要する経費が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

(2)の庁舎維持補修費は、県庁舎の設備保

全等に関する経費が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

4の財産利活用推進費は、事業に要する経費が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

24ページの県庁舎等災害復旧費は、防災センターの建設に当たり、解体した駐輪場の復旧等の経費について、一般財源から災害基金繰入金への財源更正でございます。

25ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加です。

宿舍等の借上げに係る経費で、いずれも年度内に契約する必要があるため、追加をお願いするものです。

26ページの繰越明許費については、宇城地域振興局の改修について、資材の納入等に想定よりも時間を要し、やむを得ず来年度へ繰越しをお願いするものです。

財産経営課は以上です。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

27ページをお願いいたします。

私学振興費の補正でございますが、説明欄3の私学振興助成費の(1)から次の28ページの(15)まで、この事業につきましては、いずれも対象となる生徒や学校数が当初の見込みより少なかったことなどに伴い、減額するものでございます。

5の国庫支出金返納金につきましては、就学支援事業において実績額の変更が生じたため、国への返還を行うものでございます。

29ページをお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

スクールソーシャルワーカー派遣事業は、各私立学校に専門家を派遣して、不登校やいじめなど様々な問題を抱える生徒等に助言等の支援を行うものでございます。来年度当初から派遣業務を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

私学振興課は以上でございます。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

30ページをお願いします。

1段目の地域振興局費は、右側説明欄、球磨地域振興局の公用車1台の購入財源の一部に、電気自動車に係る国庫補助金が活用できたことにより、財源更正を行うものでございます。

次に、3段目の自治振興費について、(2)市町村自治宝くじ交付金は、全国宝くじ協会から配分される本県への収益金が確定し、減額するものでございます。

(6)市町村行政サービス維持向上支援事業は、地域の未来予測を作成する市町村を支援する交付金となります。未来予測を作成済みまたは作成中の市町村は7団体ありますが、この交付金を活用する市町村が当初見込みを下回ったことにより、減額するものでございます。

31ページをお願いします。

2段目の県議会議員選挙費は、令和5年4月の県議選において、選挙事務を担う市町村への交付金や立候補者のポスター作成経費などの選挙公営費が当初見込みを下回ったことにより、減額するものでございます。

次の32ページは、繰越明許費です。

上段の県知事選挙執行経費は、選挙事務を担う市町村へ交付金を交付しますが、3月24日の選挙終了後、ポスター掲示場の撤去などが年度内に完了しない市町村もあるため、繰越しをお願いするものでございます。

下段の平成28年熊本地震復興基金交付金は、交付金を活用して実施する復興関連の観光振興事業において、資材の調達や不調、不落による再入札などに時間を要し、年度内に施設整備が完了しない市町村もあるため、繰越しをお願いするものでございます。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

中段の消防指導費ですが、説明欄2の消防費の消防指令共同運用整備支援事業は、所要見込額が下回ったことによる減額でございます。

同じく、3の消防学校費は、(2)の消防学校教育訓練機能強化事業について、今年度竣工予定の訓練棟整備に係る財源の一部を一般財源から地方債に財源更正するものでございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の防災消防航空隊隊員宿舍賃借は、消防本部からの派遣隊員の宿舍6名分を借り上げるものでございます。

下段の防災消防ヘリコプター運航等業務は、防災消防ヘリの運航に必要なヘリの点検整備、部品調達などの業務を委託するものでございます。いずれも年度当初から活用できるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

35ページをお願いします。

税務総務費です。

36ページの上段、説明欄の5、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、寄附金受入れ見込額のうち、こども図書館応援分など、他の基金への積立て分を減額するものです。

2段目の賦課徴収費ですが、3、県税過誤納還付金は、9月議会において、法人県民税、事業税の精算還付金の増加等により増額補正をお願いしたところですが、下半期の還付額が所要見込額を下回るため、減額をお願いするものです。

3段目のゴルフ場利用税交付金から38ペー

ジ上段の法人事業税交付金までは、県に納付されました税金を基に、市町村への交付や他の都道府県との清算を行うものです。税金の増減に応じ、予算の増減を行っております。

次に、債務負担行為の設定でございます。

市町村税である軽自動車税環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うこととされており、その業務を外部委託しております。

次年度の業務につきましては、年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

まず、諸費につきまして、総額で2,900万円余の減額をお願いしております。

そのうち、東京事務所費の(2)管理運営費は、東京事務所管理運営経費と職員宿舍借り上げ費等の所要見込額が減額となったことによるものでございます。

続きまして、計画調査費につきまして、総額で9,500万円余の増額をお願いしております。

そのうち、2の企画推進費、(1)の留学生支援事業は、支援を行う留学生が想定より少なかったことに伴う減額でございます。

続いて、(2)の企業版ふるさと納税マッチング促進事業は、事業を通じた寄附額の増に伴い、寄附獲得に要する経費の所要見込額の増額でございます。

最後に、4のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、県外企業から大口の寄附金が見込まれるため、当基金に積み立てるものになります。

続きまして、41ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の東京事務所職員宿舍等賃借は、東京

で勤務する職員のための宿舍の借り上げなどに係るものです。

下段の銀座熊本館運営業務は、銀座熊本館での県産品展示やPRの運営業務委託に係るもので、いずれも年度内に契約を締結する必要がありますためお願いをするものです。

企画課は以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

42ページをお願いいたします。

計画調査費の右側説明欄1、開発促進費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、津奈木町が国の補助を受けて実施しているつなぎ温泉四季彩への宿泊スペースの整備に要する経費の所要見込額の減などに伴うものでございます。

2、企画推進費の(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金等の所要見込額の減に伴うものでございます。

(2)移住定住促進事業は、市町村が交付する移住支援金への補助に要する経費の増額と住まい支援補助金など市町村の移住、定住促進への取組への支援に要する経費の減額の結果、差引き470万円余を増額するものでございます。

(3)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、国からの交付金の内示額の減などに伴うものでございます。

43ページをお願いいたします。

5、国庫支出金返納金は、概算払いを受けていました令和4年度の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の国庫補助につきまして、補助金額の確定に伴い発生した超過分等を国に返納するための増額でございます。

6、球磨川流域復興対策費の被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、当事業に係る事務費の所要見込額の減に伴うものでございます。

下の表は、債務負担行為でございます。

1段目、万日山緑地公園管理運営業務は、新たに600平米ほどを公園地区に編入したことに伴いまして、令和6年度から8年度までの指定管理委託契約を変更する必要があるため、債務負担行為を追加するものでございます。

2段目の御所浦地域活性化推進事業は、御所浦地域における地域おこし協力隊の活動支援業務委託について、3段目の移住定住相談窓口関係業務は、移住定住相談窓口の設置業務委託について、それぞれ年度内に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

44ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

1段目の阿蘇草原再生事業、2段目の持続可能な草原維持システム構築推進事業、いずれも阿蘇の野焼きに合わせて実施するもので、天候の影響により野焼きが翌年度にずれ込む可能性があるため、繰越明許費の変更をお願いするものでございます。

3段目の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、芦北町が行う芦北マリンパークへの進入路整備について、年度内に必要な工期を確保できなくなったため、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

地域振興課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

資料の45ページをお願いします。

右側の説明欄を御覧ください。

1の文化企画推進費につきまして、(1)の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録推進に要する経費について、財源となる国の交付金減額等に伴い、減額するものです。

2、県立劇場費、県立劇場使用料返還金は、県立劇場使用料の過年度収入の返還に要

する経費について、所要見込額の減により、減額するものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

46ページをお願いいたします。

計画調査費について、右側説明欄をお願いいたします。

1、交通整備促進費の(1)御所浦航路振興事業は、御所浦地域の航路維持や住民移動負担軽減のための天草市への助成事業の所要見込み減でございます。

(2)地方公共交通バス対策事業は、国の重点交付金を活用し、路線バス運転手の人材確保、処遇改善を実施する事業者への支援に要する経費でございます。

(3)地方公共交通鉄道対策事業は、南阿蘇鉄道が、新たに鉄道が基幹事業として位置づけられました国の社会資本整備総合交付金を活用し、キャッシュレス決済の導入やPC枕木化を行うために要する経費を支援するものでございます。

(4)地域交通燃料価格高騰対策事業は、6月補正で計上しました燃料高騰対策の交通事業者支援に要する経費の所要見込みの減により減額するものでございます。

次に、2、空港整備促進費について、(2)天草空港運航支援対策事業は、DX推進に関する天草エアラインに対する助成の所要減でございます。

(3)阿蘇くまもと空港国内線対策事業は、国内線のチャーター便造成に関する助成事業の所要見込みの減でございます。

おめくりいただきまして、47ページをお願いいたします。

(4)阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業は、アクセス鉄道に関連した環境省補助による一部調査の実施を今年度見送ったために、減額するものでございます。

次に、債務負担行為です。

同じく、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務は、空港での広報看板の掲出について、来年度分を年度内に契約するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

繰越明許費、48ページでございます。

上2つ、地方公共交通バス対策事業、同じく鉄道対策事業につきましては、先ほど御説明した今回の補正予算事業を次年度にかけて実施する必要があるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次の県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業については、パーク・アンド・ライド等、今年度実施中の実証事業の対策効果を一部継続して検証するため、事業費の一部について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

交通政策課は以上です。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

49ページをお願いします。

上段の統計調査総務費につきまして、右側の説明欄を御覧ください。

2の統計職員費(物件費)ですが、統計業務を担う職員の研修や統計の普及啓発等に要する経費の所要見込額の減でございます。

下段の委託統計費につきましては、国から委託を受けて実施します基幹統計調査で、1の毎年実施する経常分と2の5年ごとに実施する周期分に係る所要見込額の減でございます。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

50ページをお願いします。

人事管理費で1,980万円余の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

(1)の電子自治体推進事業については、県と市町村で実施します情報システムの共同運用に要する経費の所要見込額の減によるものです。

(5)のデータ連携基盤構築等推進事業については、パーソナルデータを扱いますデータ連携基盤構築の検討に要する経費の所要見込額の減によるものです。

次に、計画調査費で310万円余の減額をお願いしております。

これは、社会保障・税番号制度に係る共同システムの整備事業におけるマイナンバー制度を運用するための宛名システム改修等に要する経費の所要見込額の減によるものです。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

51ページをお願いいたします。

人事管理費で3,200万円余の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

(3)の電子県庁構築事業につきましては、各種情報システムを搭載しているサーバーの管理運営等に要する経費の所要見込額の減によるものです。

(4)のICTを活用した働き方改革等推進事業につきましては、オンライン会議システムなどICTを活用した業務効率化のための環境整備等に要する経費の所要見込額の減と財源更正を行うものでございます。

次に、計画調査費でございますが、1,190万円余の減額をお願いしております。

これは、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業における回線借り上げ費などの所要見込額の減でございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございま

す。

52ページをお願いいたします。

計画調査費について、総額3億8,500万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄1の球磨川流域復興局運営費は、所要見込額の減でございます。

2の五木村振興基金積立金は、元金の積立で及び運用利息の確定に伴う増でございます。

3の球磨川流域復興基金積立金は、運用利息の確定に伴う増でございます。

4の球磨川流域復興基金交付金は、被災市町村への支援に要する経費の所要見込額の減でございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○杉本会計課長 会計課でございます。

54ページをお願いします。

上の表の3段目の利子につきまして、減額をお願いしております。

これは、一時借入金が当初見込額を下回ったことに伴う支払い利息の減額です。

次に、下の表の収入証紙特別会計ですが、一般会計繰出金につきまして、減額をお願いしております。

これは、一般会計の証紙による手数料収入が当初見込額を下回ったことに伴う減額です。

会計課は以上です。

○嘉永管理調達課長 管理調達課です。

55ページをお願いします。

下段、補正額の国庫支出金の減は、競争入札参加資格申請の電子化に係る執行残に伴う臨時交付金の減です。

次に、56ページの債務負担行為の変更をお願いします。

令和6年度当初から業務を実施するため、年度末までに契約を行っておくことが必要なものについて、債務負担行為の設定をお願い

するものです。

県有施設等管理業務など4業務につきましては、全庁的に共通するものとして当課で取りまとめ、一括して説明いたします。

まず、県有施設等管理業務ですが、清掃や警備など、施設の維持管理等の業務に係るものでございます。

下段の給食業務につきましては、特別支援学校等の当該業務に係るものでございます。

57ページをお願いいたします。

上段の情報処理関連業務につきましては、各種システムの保守管理などの業務に係るものでございます。

最後に、下段の事務機器等賃借につきましては、シュレッダーやカラープリンターなど、各種事務機器のリース等に係るものでございます。

管理調達課は以上です。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

59ページをお願いいたします。

上の表の上段、委員会費につきましては、人事委員会委員の活動実績を踏まえて、委員報酬を減額するものでございます。

下の表の債務負担行為の設定について、職員採用試験会場の賃借及び職員等採用試験案内の作成業務についてお願いをしております。

職員採用試験会場の賃借につきましては、令和6年度当初に実施する採用試験の会場借り上げを行うため、また、職員等採用試験案内の作成業務については、試験案内を年度当初に作成し、配布する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

人事委員会事務局は以上です。

○江橋監査監 監査委員事務局でございます。

60ページをお願いします。

上段の委員費につきましては、監査委員報酬に係る共済費の減でございます。

監査委員事務局、以上です。

○帆足総務課審議員 議会事務局でございます。

61ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、2,301万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、議員報酬等が、昨年4月に実施されました県議会議員選挙により新たに議員となった方には、6月の期末手当が満額支給されなかったことから、1,494万円余の減となったことに加えまして、議員旅費等の所要見込額が807万円余の減となったことによるものでございます。

次に、下段の事務局費でございますが、4,138万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、1の職員給与費が4,121万円余の増、2の運営費の会計年度任用職員報酬等改定に伴う増により、142万円余の増となった一方で、委員会室マイクシステム更新に要する経費の入札残に伴う減により、125万円余の減額となったことによるものでございます。

続きまして、62ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

議会では、令和5年度及び令和6年度において、議会棟本館内部改修工事を実施しておりますが、一部工事の入札不調により業者決定に時間を要し、令和5年度契約分の年度内の完了が困難となったため、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

議会事務局は以上でございます。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

説明不足がありましたので、追加で説明をさせていただきます。申し訳ございません。

15ページでございます。

債務負担行為の追加です。

著作物複写利用業務については、新聞等の著作物の複写利用やクリッピング利用の許諾契約を行うものでございます。年度内に契約を締結する必要がありますので、お願いするものです。

説明は以上です。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、発言者の方は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 それでは、14ページの人事課のところですが、退職手当ということですが、当初どれぐらい見込みがあって、最終的にどれぐらい増えてこの金額になったのかというのを教えていただきたいと思います。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

当初、令和4年の10月に全庁的な調査を行っております。そのときに、43人ということで所要額を計上しておりました。約3割が定年前に退職するというものとして、43人の所要額を計上しておりました。

実際に、令和5年、今年度の10月に改めて対象者に調査をしましたところ、92人が定年前に退職見込みということで、少し大幅になりますけれども、増額の補正をさせていただ

いたものでございます。

説明は以上です。

○溝口幸治委員 倍ぐらいということですよ、数字的には。

一方で、退職年齢というのは伸びていくということで、働こうと思う人は残れるんだけど、早期でも退職しようということで、まあそれぞれ理由はあると思いますが、職場内に何かこう、いろいろな問題というか、どういう理由で退職をされるのかというのを把握しておくことは今後にとっても大事なことでと思いますし、一方で、決算特別委員会等でも、職員の採用について、特に技術職等は非常に苦労しているという話もありますので、この辺りしっかり分析をして、人事課として把握しておく必要があるのではないかと考えますが、その辺りも含めて、御意見があったらお聞かせをいただきたいと思います。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

先ほど言ったような、年度をまたいで2回調査をして、大きく変わったということでございます。

庁内にいろいろな意見とかいうものが特にあるということではございませんで、内容としましては、依然として制度的に再任用という道、短時間での再任用という道も制度として残りましたので、その辺を選択する者がいる程度一定数いたなというのが実感でございます。全体としては、そういうショートの再任用も含めて、県に残って活躍していただいている方が多くいるという認識でございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 少し安心をしまして、まあ働き方が多様化して、残りの人生というか、そういうものをしっかり計画立てながらやっていこうということだというふうに理解をし

たいというふうに思います。

はい、以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

ほかに。

○西山宗孝委員 説明ありがとうございます。

今溝口先生にも関連すると思うんですけども、22ページの総務厚生課からお話ありましたが、職員の人間ドックの利用が減っているということで減額が上がっているんですが、直接の原因といいますか、コロナも含めて、職員の病気も、健康管理も非常に大切なことということで、地方自治体、市町村でも相当時期早めに辞めたりする、若い方が辞めている事例も結構多いので、この辺のドックの在り方についても含めて、減少状況についてどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをします。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

職員の健康診断に関しましては、定期健康診断とこの人間ドックの助成ということで、ほぼ2本立てで実施しております。

で、両方とも、どちらを選択しても結構です。人間ドック、定期健康診断、それぞれの予算を少し多めに取っておりますので、毎年、この時期に一定程度減額をさせていただいております。人間ドックに関しても、定期健康診断に関してもですね。

結果的には、人間ドック、定期健康診断合わせて、熊本県につきましては、この10年連続100%受診していただいているところでございます。その後、一定の所見がございましたら、メタボとかが重点なんです。事後指導も行っているところでございます。

以上です。

○西山宗孝委員 今100%活用してもらっております、予算を100%消化したということですか。それとも、対象者とか、人間ドックは対象年齢とかもあると思うんですけども、その辺りはいかがですか。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

予算につきましては、それぞれ人間ドックの助成と定期健康診断につきまして、どちらを選択しても構いませんので、少し多めに取っております。

予算は、例年、一定程度少しずつ減額をさせていただいているところでございます。なので、予算としては100%消化じゃございませんけれども、受診としては、人間ドックあるいは定期健康診断合わせて、全員受診していただいているところでございます。

以上です。

○西山宗孝委員 よく分かりました。

先ほども言いましたように、市町村でも、若い中堅の職員さんの離職、中途退職が増えているやに聞いているんですけども、まあ県も聞かれていると思うんですが、そのドックの在り方とか健康診断であるとか、内容的なことを、そういった中堅の退職とかについては、非常に人材つくってきた県としては、やっぱり財産でありますので、そういった健診の在り方についても、メタボという話もありましたけれども、精神系も含めて、何かそういったのを具体的にお考えがあるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○上塚総務厚生課長 まず、熊本県としましては、心と体の両面から、健康管理指針というのを策定しておりまして、それに基づいて取組を進めておるところでございます。

例えば、メンタルのほうにつきましては、

1次予防、2次予防、3次予防と申しまして、発症の予防、あるいはもし少し不具合が生じた場合は早期発見、あるいはもうメンタルに陥った場合は回復や職場復帰を円滑にするというところで、それに基づきましていろんな研修とか、職場での健康管理推進員というのを設けておりますので、職場での対応あるいは健康サポートセンターという医療スタッフの対応、そのような対応をやっております。

体につきましては、今の定期健康診断とか人間ドックを通して、例えば、その結果を見まして、生活習慣の改善支援とか、その辺りを重点的に、事後指導等も含めまして実施しているところでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

今いろんな施策をされていることは私も十分分かりましたけれども、職場の現場、現場で、やっぱり管理監督者、皆さん、今日管理職の方お見えですけれども、その管理監督者が、やっぱり顔が見える、職員の顔がよく分かるような、そういった環境も必要だと思いますので、人事課も含めて、そういった意識の高揚もお願いしておきたいと思います。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○西山宗孝委員 はい。以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○高木健次委員 46ページですけれども、交通政策課長にちょっとお尋ねしますが、地方公共交通バス対策事業で1,700万補正組んでおられますが、非常に各県でもよその地域でも運転手不足で、いろいろ市民の足にも影響

が出ているという状況の中での対策事業だと思うんですけども、県内のこの補助に対する状況、また内容等をちょっと聞かせていただけますか。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

今回の補正事業につきましては、委員御指摘のとおり、とにかく人材不足ということで、急激に県内でも担い手が減っていると、そして、それに伴う路線の縮小であったり、減便等も今年度から発生しているという状況の中で、まず、大型二種免許を取る方、これは、今事業者でも独自に取得支援をやっていたりすることが多いんですけども、これに対しまして、県のほうで1人10万円という形での補助を今回予定しております。

それと、各社の採用活動につきまして、1社当たり20万円の定額補助ということで、まあ些少でございますけれども、応援をさせていただくと。

それともう1点が、いわゆる運転手の皆様の処遇改善ということで、例えば休憩所であったり、女子用の更衣室がないとか、そういったところにつきましても、今回、上限200万で定額補助という形で、燃料高騰の国の交付金でございますけれども、それを活用して幅広く使っていただきたいという事業内容でございます。

以上です。

○高木健次委員 3項目、各補助対象ということでやるわけですけども、やっぱり本当に今運転手不足で、熊本のほうもやっぱり減便あるいはそういう対策をやっていると思うんですけども、時宜を得た非常にいい対策だと思うんですね。

ただ、これでやっぱり解消できるということはまだ分からないわけですね。その辺は、しっかりと公共交通バス、関係者との協議の

上、またさらなる支援があったら、やっぱり早くやってやらないと、なかなか免許を取るといっても、免許の取得の補助といってもなかなか早急にはできないでしょうからね。その辺はしっかりお願いしておきたいというふうに思っております。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○高木健次委員 はい。

○立山大二郎委員 高木委員のところに関連してなんですけれども、その46ページの公共交通バスですね。

実際に、本当に地方都市で言うと、一生懸命基礎自治体も多少支援策とかをしていますけれども、やはり都市部のほうで便が増加している、乗客も増加しているというところで、運転士が足りないというところで、どうしても剥がされてしまうというか、なかなか民間事業者に対して指導しにくいところだと思うんですけれども、せっかく増やしていただいても、本当に大都市圏のほうばかりに持っていかれるんじゃないかと、ある程度やっぱり地方の路線維持のためにも、せっかくこうやって支援事業があるのであれば、既存路線の維持というところにも目を向けてほしい旨は、事業者にも、まあ指導とはなかなかないと思いますけれども、要望ができたらいいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

ただいま御指摘の地方部といいますか、都市部以外の路線につきまして、非常に住民の皆様様の直接的な移動に関わるということで、これはもう市町村と一緒に、常日頃、我々と

しても、足の確保、それから、市町村と一体となったコミュニティ交通の推進なども心がけております。

他方で、バス事業者、これは、熊本県につきましては、いわゆるバス5社での共同経営推進室というのがございまして、これには熊本市も県も入った形で全体としての支援と目配り、それからディスカッションしておりますので、もちろん地方も含めた全体最適ということで、今事業者が非常に頑張っておられますので、それを県と市でしっかり支えていきたいと考えております。

以上でございます。

○立山大二郎委員 事業者においても、本当に苦しい状況だとは思いますが。ただ、本当に、地方では路線維持というものが本当にもう厳しい状況になっていますので、ぜひ一体的に、部分最適じゃなくて、全体最適のところもあるでしょうけれども、取り組んでいただければありがたいなと思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○立山大二郎委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、令和6年度当初予算並びに条例等議案について説明を求めます。

まず、人事課長に各課共通の職員給与費等について説明を求めた後、関係課長等から職員給与費等以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

総務常任委員会説明資料、令和6年度当初予算の20ページをお願いいたします。

職員給与費につきまして、一括して人事課の例で御説明します。

上段の一般管理費、説明欄(1)、①職員給与費は、令和6年度における人事課の職員給与費としまして、3億6,500万円余を計上しています。

これは、令和6年1月1日現在の人事課の職員の給与費から積算したものでございます。

各課の職員給与費につきましても、人事課と同様の方法で積算し計上しておりますので、各課からの説明は省略をさせていただきます。

説明は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、令和6年度当初予算及びその他議案について、担当課長から説明をお願いします。

○神西政策調整監 公室付でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

2段目の計画調査費について、右側の説明欄を御覧ください。

内訳は、県政の総合調整に要する経費及び知事の特命事項や県政の重要課題等への対応に要する経費でございます。

知事公室付は以上です。

○福原秘書グループ課長 秘書グループでございます。

13ページをお願いいたします。

一般管理費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

2の庁費でございます。

内訳につきましては、二役の活動費を含む秘書グループの運営に係る経費、副知事秘書事務委託に要する経費及び熊本地震犠牲者追

悼式の開催に要する経費でございます。

秘書グループは以上でございます。

○清水広報グループ課長 広報グループでございます。

14ページをお願いします。

2段目の広報費でございます。

右の説明欄を御覧ください。

1の広報事業費は、新聞、広報紙、ラジオ、テレビ、インターネット等を活用して県の重要な施策等を県内外に周知するものや地震からの復旧、復興に係る広報を行うものです。

2の広聴事業費は、令和6年度から予定しております県庁総合案内リモート受付の運用保守を行うものです。

3の広報諸費は、広報・報道団体への負担金及び広報グループの運営を行うものです。

説明は以上です。

○鳥井くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料の15ページをお願いします。

上段、計画調査費の右側説明欄をお願いします。

くまモンの利用許諾等管理業務に要する経費やくまモンのオフィシャルホームページ及びSNSによる情報発信に要する経費を計上しております。

続きまして、下段、商業総務費ですが、国内外におけるくまモン隊の活動や新聞紙面での4こま漫画等のくまモンを活用した各種プロモーションに要する経費などを計上しております。

くまモングループは以上です。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

16ページをお願いします。

上段の一般管理費につきまして、説明欄2

の危機管理対策費は、危機管理体制の構築及び国民保護の取組に要する経費でございます。

下段の防災総務費につきまして、説明欄2の防災対策費の(1)防災対策事業は、24時間宿直体制の整備や総合防災訓練等に要する経費でございます。

(4)地域防災力強化事業は、防災士等自主防災組織を担う人材育成や自主防災組織の活動促進等に要する経費でございます。

17ページをお願いします。

(10)防災推進国民大会2024開催関連事業は、来年度本県で開催される防災国体において、県主催のパネルディスカッションや熊本地震、令和2年7月豪雨災害被災地の視察見学ツアー等の実施に要する経費でございます。

(11)九州広域防災拠点強化整備事業は、南海トラフ地震等九州広域大規模災害を想定し、自衛隊や警察等広域応援部隊の集結かつ活動拠点に位置づけている県民総合運動公園の非常用電源装置の整備に要する経費でございます。

(13)「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本開催事業は、サミット開催後、本県高校生代表等による国連へのサミット成果の報告等に要する経費でございます。

4の防災・行政情報通信ネットワーク整備事業は、地域振興局の非常用電源設備の浸水対策及び衛星通信ネットワーク第3世代システムの整備による防災・通信インフラの強靱化等に要する経費でございます。

この第3世代システムの整備につきましては、併せて債務負担行為の設定もお願いしております。

18ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

防災情報通信基盤整備事業は、先ほどの第3世代システムを市町村及び各消防本部等に整備するものです。

今回、第2期目の整備として、荒尾市ほか21市町村等への整備について、令和7年度まで2か年工事を行いますので、債務負担行為の設定をお願いしております。工事初年度は、入札や契約手続等のため工事費は計上せず、令和7年度に工事費を計上しています。

なお、第1期整備分は、今回設定以外の市町村を対象とし、令和5年度から6年度までの工事として現在実施しており、令和7年度までに全市町村の工事を完了する予定です。

危機管理防災課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

20ページをお願いします。

上段の一般管理費につきましては、8億4,400万円余を計上しております。

説明欄(1)、②災害派遣手当は、7月豪雨災害による他県等からの自治法派遣職員へ支給する災害派遣手当を、また、(2)時間外勤務手当等は、年度途中の災害等により業務量が増加したときに備えまして、時間外勤務手当とともに人事課で知事部局分を一括して計上しているものでございます。

下段の人事管理費につきましては、44億8,600万円余を計上しております。

説明欄2、人事管理費の(8)人事給与システム等再構築事業は、30年以上稼働し、運用、保守面で課題がある人事給与システムについて、令和6年度から9年度にかけて、事務の効率化、省力化につながる次期システムの開発に取り組むこととしており、来年度の委託費として所要額を計上しております。

また、3、退職手当は、知事部局職員の退職手当所要額を計上しています。

一番下の課計につきましては、前年度と比較して25億3,200万円余の増額となっております。

これは、定年引上げに伴う知事部局職員の退職者について、今年度の実績を踏まえた定年前の退職者に61歳定年退職が加わることに

よる退職手当の増が主な理由でございます。
人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

21ページ1段目の一般管理費ですが、2の庁費につきましては、知事部局職員の赴任旅費等でございます。

2段目の財政管理費ですが、3から8までの各積立金は、基金への運用利息等の積立てでございます。

22ページをお願いします。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけて、公的機関や民間金融機関からの借入れの償還金及びマーケットで広く投資家から購入を募る債券、いわゆる市場公募債の償還金の原資となる公債管理特別会計繰出金等の年間所要額を計上しております。

23ページをお願いします。

23ページは、公債管理特別会計です。

1段目の元金から3段目の公債諸費にかけて、マーケットで広く投資家から購入を募る債券の償還金及び手数料等の年間所要額を計上しております。

24ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

これは、ほかの地方公共団体と共同でマーケットにて広く投資家から購入を募る債券につきまして、発行に参画する総計49の都道府県などで連帯して債務を負う必要がございますので、その連帯債務でございます。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

25ページをお願いいたします。

2段目、文書費の説明欄を御覧ください。

1の文書事務費は、(1)文書関係事務、(2)情報公開・個人情報保護事務などに係る事務費でございます。

(6)は、DXによる行政文書管理の効率化

に係る調査費等でございます。

なお、下段の諸費、県出身者向けの学生寮有斐学舎に対する補助は、肉づけ予算で要求予定でございます。

26ページをお願いいたします。

大学費でございます。

説明欄を御覧ください。

(1)は、通常分の運営費交付金でございます。

(3)は、授業料等の減免に係る交付金、(4)は、国際交流や地域貢献の推進に係る交付金です。

(5)は、学内情報のデジタル化推進に係る交付金、(6)は、豪雨災害からの復興、再生支援に係る交付金でございます。

県政情報文書課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

27ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、説明欄2、庁費の共済組合事業費は、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合への負担金などでございます。

次に、中段の人事管理費でございます。

説明欄1、人事管理費のうち、(1)の総務事務集中化運営費は、庶務事務の集中処理に係る人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、機器リースなどに要する経費でございます。

2の職員福利厚生費のうち、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドックなどに要する経費、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅の維持管理に要する経費でございます。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

28ページをお願いいたします。

下段の財産管理費ですが、1の財産管理費のうち、(2)の市町村交付金は、県有の貸付財産等が所在する市町村への固定資産税に相当する交付金でございます。

3の庁舎等管理費は、県庁舎、地域振興局等の庁舎管理や設備改修等に要する経費でございます。

29ページをお願いいたします。

4の財産利活用推進費ですが、(2)のFM推進県有施設集約化事業は、県有施設長寿命化保全計画の策定等に要する経費でございます。

30ページの債務負担行為の設定につきましては、いずれも令和6年度から2か年で事業を実施するため、設定をお願いするものでございます。

財産経営課は以上です。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

31ページをお願いします。

上の段の諸費は、宗教法人の指導及び調査事務費でございます。令和6年度は、国庫補助を活用し、活動宗教法人対策を行ってまいります。

次の段でございます。

私学振興費につきましては、右側説明欄の4の私学振興助成費に主な事業を記載しております。

(1)から(3)までの事業は、私立学校の運営への支援を行うものでございます。

(4)から次の32ページの(6)までの事業は、生徒の授業料等への支援を行うものです。

(7)及び(8)の事業は、外国籍の生徒の受入れ体制整備への助成など、グローバル人材育成への支援を行うものでございます。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

33ページをお願いします。

1段目の地域振興局費について、右側説明欄(2)広域本部・地域振興局政策調整事業は、各広域本部、地域振興局が、500万円を上限とし、臨機応変に地域課題の解決に取り組む事業となります。

次に、4段目の自治振興費については、(6)地方創生市町村支援事業は、市町村が地方創生の実現に向け、国のデジ田交付金などを活用する際に県から助言を行っておりますが、そのための活動経費となります。

(7)被災市町村職員確保支援事業は、県が被災市町村の職員確保を支援するため、他自治体への職員派遣の要請活動や合同任期付職員採用試験の開催等に必要な経費となります。

次の34ページ、4段目の知事選挙費は、3月の知事選の執行に当たり、4月以降に支払いが発生する立候補者のポスター作成経費などの選挙公営費や病院などでの不在者投票経費となります。

次の市町村振興資金貸付事業特別会計ですが、1段目の市町村振興資金貸付金は、公共施設整備や災害復旧のための貸付けを行う市町村への貸付金となります。

市町村課は以上でございます。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

上段の防災総務費ですが、説明欄の2、防災対策費は、防災消防ヘリの運航管理、防災消防航空センター事務所の維持管理費などに要する経費でございます。

下段の消防指導費ですが、説明欄の2、消防費、(1)消防事業は、表彰などの運営費、救急業務について、救急医療機関、消防本部との協議などに要する経費でございます。

飛びまして、(4)消防体制強化推進事業は、消防本部における消防指令共同化などの消防力強化の推進のほか、消防団の消防操法

大会や講習、広報などの充実強化に要する経費でございます。

説明欄4、消防学校費の(2)消防学校施設整備事業は、本館及び寄宿舍整備に係る設計費などに要する経費でございます。

次の36ページの火薬ガス等取締費についてですが、説明欄の2、3、4は、それぞれ関係事業者に関する許認可や登録、検査、免状交付などに要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

37ページをお願いします。

まず、税務総務費です。

説明欄の3、納税奨励費は、軽油引取税の特別徴収義務者に対して、税額の2.5%を交付する交付金等です。

6、県税事務オンラインシステム維持管理費は、県税システムの運用や改善等に要する経費です。

7、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、本県へのふるさと応援寄附金を条例に基づき基金に積み立てるものです。

2段目の賦課徴収費ですが、2、公金取扱費は、個人県民税の賦課徴収を行っている市町村や地方消費税の賦課徴収を行っている国に対して支払う徴収取扱費です。

38ページ上段のゴルフ場利用税交付金から最下段の法人事業税交付金までは、県に納付されました税収を基に、市町村への交付や他の都道府県との清算を行うものです。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

まず、諸費で3億8,100万円余を計上しております。東京事務所の管理運営などに要する経費でございます。

続きまして、計画調査費で1億1,700万円余を計上しております。

そのうち、1の開発促進費は、主に全国知事会への負担金や知事会の活動に要する経費でございます。

続きまして、2の企画推進費の(2)留学生支援事業は、熊本への貢献を希望する大学生等を対象とした海外留学の支援に要する経費でございます。

続いて、(3)の地方創生推進事業は、新たな県政運営の基本方針の策定等に要する経費でございます。

続きまして、(4)のSDGs推進事業は、SDGs登録制度の運用のほか、SDGsの推進に要する経費でございます。

最後、3のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、いわゆる企業版ふるさと納税としての寄附金のうち、後年度の事業に充当するものを基金に積み立てるものでございます。

企画課は以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

41ページをお願いいたします。

計画調査費の右側説明欄1、開発促進費、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が実施している水俣川河口臨海部の護岸整備などへの支援等に要する経費でございます。

2、企画推進費の(1)地域づくりチャレンジ推進事業は、地域団体等による自主的な地域づくりの取組への支援等に要する経費でございます。

(2)御所浦地域活性化推進事業は、交流人口の拡大に向けたイベント開催や地域おこし協力隊の活動への支援等に要する経費でございます。

(3)移住定住加速化事業は、移住支援金の交付や移住相談窓口の設置など、移住、定住の促進に要する経費でございます。

(4)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、みなまた・あしきたギョギョギョ大

使さかなクンとタイアップした地域の魅力発信に要する経費でございます。

3、特定地域振興対策費、特定地域振興対策事業は、過疎や離島など、特定地域の振興対策に要する経費でございます。

4、土地利用対策費、土地利用対策事業は、国土利用計画法に基づく地価調査や土地取引の届出審査等に要する経費でございます。

5、球磨川流域復興対策費、被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、県が球磨村から受託して実施する宅地の整備等に要する経費でございます。

地域振興課は以上です。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

資料の42ページをお願いします。

計画調査費の右側説明欄を御覧ください。

1の文化企画推進費につきまして、(1)世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組や既に世界文化遺産に登録されている万田坑、三角西港、天草崎津集落の保全、活用に必要な経費です。

その下の2、県立劇場費、(1)の県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づく改修工事等に要する経費です。

(2)の県立劇場管理運営事業は、県立劇場の指定管理委託に必要な経費です。

次に、43ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

令和6年度から7年度にかけて実施予定の県立劇場改修工事について、その設計に要する契約事務を令和6年度中に行う必要があるため、7,400万円余の設定をお願いするものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課です。

44ページをお願いいたします。

まず、計画調査費について、1の(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業については、沿線の鹿児島県、地元市町と協調し、同社の鉄道基盤の整備、維持に対して補助を行う事業でございます。

次に、(2)地域交通企画調整事業につきましては、路線バス、地域鉄道、離島航路等への支援やくま川鉄道及び肥薩線の復旧に向けた協議、調整等に要する経費でございます。

(3)広域交通網形成促進事業につきましては、3県架橋及び八代・天草シーライン構想の推進に必要な経費でございます。

次に、2の(1)阿蘇くまもと空港関連事業については、国際路線誘致等に係る阿蘇くまもと空港国際線振興協議会への負担金、また、空港アクセス鉄道整備に向けた調査検討に必要な経費等でございます。

(2)地域航空推進事業については、地元市町と協調し、天草エアラインの機材整備に対する助成等でございます。

最後に、下段のくま川鉄道災害復旧支援事業については、部分運休が続いておりますくま川鉄道の全線再開に向けた災害復旧支援に必要な経費でございます。

交通政策課、以上です。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

45ページをお願いします。

まず、上段の統計調査総務費につきまして、右側の説明欄をお願いします。

2の統計職員費(物件費)は、統計業務を担う職員の研修や統計の普及啓発等に要する経費です。

次に、中段の委託統計費につきましては、国から委託を受けて実施します基幹統計調査で、1の毎年実施する経常分と2の5年ごとに実施する周期分に要する経費です。

下段の単県統計費につきましては、1と2は、推計人口調査など県独自で行う統計調査

で、3の単県統計諸費は、統計刊行物の作成等に要する経費です。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課です。

46ページをお願いします。

人事管理費でございますが、(3)の行政デジタル化推進事業は、市町村へのデジタル専門人材派遣などに要する経費でございます。(4)のくまもとDXグランドデザイン推進事業は、県全体でのDXを目指しますくまもとDXグランドデザインの実現に向けた機運の醸成、企業等の連携支援等に要する経費でございます。

(5)のデータ連携基盤構築等推進事業は、官民データの相互連携のためのデータ連携基盤について、県と市町村の共同運用に要する経費でございます。

次に、計画調査費でございますが、(1)の地域情報化推進費は、地域情報化の推進に係る国、市町村、民間企業との連絡調整やデジタル戦略監の外部登用等に要する経費でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

47ページをお願いいたします。

人事管理費でございますが、(1)の電子計算管理運営事業は、人事給与システムなど、基幹システムの運用を行うホストコンピューターの運用管理等に要する経費です。

(2)の庁内情報基盤管理運営事業は、パソコンの調達やメール等のグループウェアシステムの運営等に要する経費です。

(3)の電子県庁構築事業につきましては、グループウェア、庶務事務システムなど、各種情報システムを搭載しているサーバーのリースなどの運用管理に要する経費です。

(4)のICTを活用した働き方改革等推進事業につきましては、オンライン会議システムやビジネスチャットなどのICTを活用した業務効率化を進めるための環境整備等に要する経費です。

次に、計画調査費でございますが、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁と各出先機関をつなぐ総合行政ネットワークの通信回線借り上げ等の運用管理に要する経費でございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

48ページをお願いいたします。

計画調査費について、右側の説明欄1の(1)五木村振興相談室運営費は、相談室の運営等に要する経費でございます。

(2)の球磨川流域復興局運営費は、復興局の運営等に要する経費でございます。

2の五木村振興基金積立金は、振興基金の運用利息を積み立てるものでございます。

3の球磨川流域復興基金交付金は、球磨川流域復興基金等を活用して被災市町村の取組に対する支援を行うための経費でございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○杉本会計課長 会計課でございます。

50ページをお願いいたします。

上の表2段目、会計管理費ですが、(6)の新総合財務会計システム構築事業は、令和8年度の稼働に向けた新システムの構築に要する経費です。

(8)の電子契約推進事業は、電子文書と電子署名を用いた電子契約に要する経費です。

3段目の利子は、一時借入金の支払い利息です。

下の表は収入証紙特別会計ですが、一般会計繰出金は、証紙による手数料収入を一般会

計へ繰り出すものです。

会計課は以上です。

○嘉永管理調達課長 管理調達課です。

51ページをお願いします。

下段、会計管理費で、(2)電子入札システム管理運営事業や(3)公契約条例推進事業で、広報周知に要する経費などを計上しております。

次に、52ページの債務負担行為の設定です。

全庁的に共通する県有施設等管理業務など3業務について、一括して御説明いたします。

今回は、令和6年度の途中から複数年にわたって契約を行うものにつき設定するもので、警備業務の委託、各種システムの維持管理、事務機器のリース等に係るものでございます。

管理調達課は以上です。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

54ページをお願いいたします。

上段の委員会費につきましては、人事委員会委員の報酬及び人事委員会の運営に要する経費でございます。

下段の事務局費のうち、説明欄2の運営費につきましては、県職員等の採用試験の実施に要する経費などで、(5)の「県庁のしごと」魅力発信事業費につきましては、県職員として有為な人材を確保するためのパンフレットの作成やSNSを活用した広報活動等に要する経費でございます。

人事委員会事務局は以上でございます。

○江橋監査監 監査委員事務局でございます。

55ページをお願いします。

まず、上段の委員費につきましては、監査

委員の報酬等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費ですが、右側の説明欄2、運営費につきましては、事務局職員の活動費等に係る経費でございます。

監査委員事務局、以上です。

○帆足総務課審議員 議会事務局でございます。

56ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、右側の説明欄のとおり、1の議員報酬等のほか、2の運営費として、定例会、委員会の費用弁償、政務活動費等に係る経費をお願いしております。

下段の事務局費でございますが、右側の説明欄のとおり、1の職員給与費のほか、2の運営費として、本会議、委員会の運営や議会棟庁舎管理等に係る経費をお願いしております。

2の(2)維持修繕費では、議会棟(本館)内部改修工事に伴う工事費等をお願いしております。

議会事務局は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

続きまして、その他の議案について御説明します。

総務常任委員会説明資料、条例等関係、1ページをお願いします。

議案第41号でございます。

3ページの概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨につきましては、地方自治法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、改正する条例は、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の2本の改正でございます。

3、主な改正内容は、会計年度任用職員に

支給する給与の種類に勤勉手当を追加し、それに伴う所要の規定の整備等でございます。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとし、3(2)の一部の改正規定については、公布の日からとしております。

次、4ページをお願いします。

議案第42号でございます。

5ページの概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨につきましては、動物愛護センターの設置等に伴い、狂犬病防疫作業手当の支給対象の見直しを行うものでございます。

2、主な改正内容は、狂犬病防疫作業手当の支給対象に、動物愛護センターに勤務する職員等を追加するものでございます。

3、施行期日は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年3月1日から適用することとしております。

次に、25ページをお願いいたします。

議案第73号でございます。

26ページの概要で説明をさせていただきます。

(1)契約内容につきましては、地方自治法に規定する包括外部監査について、その契約に基づく監査の実施、報告の提出等とするものでございます。

(2)の契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

(3)の契約の相手方は、公認会計士の本吉幸雄氏を予定しております。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

6ページをお願いします。

議案第43号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

10ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、地方公共団体

の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

(1)の新たに設ける手数料についてですが、建設業法に基づく許可を受けた事業者が電気工事業を営む場合、県への届出が義務づけられており、県が届出を受理した場合、届出事業者に対し、受理通知書を交付してしました。

届出事業者から当該受理通知書を紛失したことに伴う再発行依頼が一定数あるため、受理通知書を再発行する代わりに新たに届出証明書の交付を行うこととし、これに伴い、証明書交付に係る手数料を新設するものです。

(2)の新たに手数料の対象に加えるものについてですが、アについては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴うものです。

充填用のLPガスを入れて車両で運ぶためのタンクについては、一般消費用と工業用で適用される法令が異なり、それぞれに許可申請の手続と手数料の支払いが必要となります。

今回の改正に伴い、一般消費用の手数料を支払い、その許可を既に受けている場合、工業用の許可申請に当たっては、その手数料の額を引き下げるものです。

イについては、住民基本台帳法の一部改正に伴うものです。

国外転出者は、住民票が抹消されるため、住民票を取り寄せて本人確認情報として利用することができませんでしたが、海外でも取り寄せることができる戸籍の付票の記載事項に住民票と同じ情報が追加されることとなり、戸籍の付票を取り寄せて本人確認情報として利用できるようになりました。これに伴い、戸籍の付票の開示手数料を新たに追加するものです。

(3)の手数料の額を改定するものについて

ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴うものです。手数料の積算に反映されていない人件費や物件費など、諸経費の動向などを反映したことによるものです。

(4)の手数料を廃止するものについてですが、ア、イについては、市町村への権限移譲が完了したことに伴い、県で定める手数料が廃止されるものです。

飛びまして、オについては、介護医療院に転換されることとなった介護療養型医療施設の指定更新手数料について、経過措置で存置されてきましたが、介護医療院への完全移行に伴い廃止されるものです。

ウ、エ、カ、キ、ク、ケ、コについては、書面での提示が義務づけられている認定証や証明書の県からの再交付等が廃止され、認定証は事業者がオンラインでダウンロードできるようになったことに伴い、関係手数料を廃止するものです。

(5)についてですが、法改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

(6)についてですが、法改正により新制度が創設され、国が高度な保安を確保することができると認定した高圧ガス製造事業者については、これまで行政が行っていた完成検査を、自ら行うことができることとなりました。これに伴い、関係規定を整備するものです。

(7)についてですが、国から受検手数料の一部補助がなされていますが、補助内容が変更されることとなりました。これに伴い、手数料の軽減対象者を見直すものです。

最後に、3の施行期日、4のその他については、御覧のとおりです。

財政課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

12ページをお願いいたします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

14ページの概要で御説明いたします。

これは、財産条例で規定しております行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を改定するものです。

当該使用料の額につきましては、道路占用料の額を引用しており、今般、熊本県道路占用料徴収条例が改正され、占用料単価が見直されることに伴い、財産条例における使用料についても改定を行うものでございます。

財産経営課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

15ページをお願いします。

議案第45号、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてです。

説明は、16ページの概要をお願いします。

資料に記載してございませんが、まず制度としまして、県や市町村などが業務上住所等の本人情報の確認のため住民基本台帳ネットワークを利用するためには、本人情報保護の観点から、当該業務が住民基本台帳法に規定されていること、同法に規定されていない場合は、利用範囲は県内情報に限定されますが、本条例に規定されていることが必要となります。

そこで、1、条例改正の趣旨ですが、今回、住民基本台帳法の一部改正がありましたので、関係規定を整理するものです。

次の2、主な改正内容ですが、本条例に現在規定されている事務のうち、(1)市町村農業委員会における農地法による利用意向調査に関する事務、(2)県における児童福祉法による費用の徴収に関する事務が、今回住民基本台帳法に規定されたことから、関係する本条例の規定を削除するものです。

3、施行期日は、公布の日からとしております。

市町村課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

17ページをお願いします。

第46号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例についてです。

18ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨ですが、地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものです。

2の主な改正内容ですが、令和元年9月30日以前に初回新規登録をした自家用の乗用車のうち、ロータリーエンジンを搭載するものに対して課する自動車税種別割について、エンジンの総容積に1.5を乗じて得た数値を総排気量とみなして、税率区分を適用するものです。

3の施行期日は、令和6年4月1日です。

この条例改正は、令和元年6月議会において所要の改正を行った際に、一部規定の不備があったものです。そのため、5年度にわたり、自動車税種別割の課税誤りを生じさせてしまったことについて深くおわびを申し上げますとともに、再発防止を徹底し、県民の皆様への信頼回復に全力で取り組んでまいります。

税務課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課です。

資料の19ページをお願いします。

議案第47号、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、24ページの概要にて説明させていただきます。

背景を少し補足いたしますと、今回のタイ

トルにもなっております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これはいわゆるマイナンバー法でございますが、この法律によりますと、地方公共団体が法律の定めのない事務でマイナンバーを利用する場合、その事務については、あらかじめ条例で定める必要があるとされております。

熊本県におきましても、今回の条例におきまして、マイナンバーを利用できる事務を定めております。

その上で、1、条例改正の趣旨でございますが、マイナンバー法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、改正内容としましては、マイナンバー法の改正により、行政機関同士でマイナンバー情報のやり取りができる事務を定めました別表第2が廃止されまして、主務省令に改めて規定されるということになりました。このため、この別表第2を引用しております県条例の関係規定の整理を行うものでございます。

施行期日は、一部改正法の施行の日からとしています。

デジタル戦略推進課は以上です。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○緒方勇二委員 16、17ページの危機管理防災課にお尋ねいたしますが、世界津波の日が予算上げられておりますし、今般の能登半島沖での地震、これを考えたときに、非常に意義ある大会になるんだろうというふうに考えますけれども、その中で、防災センターが機能を始めてもう1年ですかね。随分と多くの方がお見えになるような状況にあると思うんですね。で、訪れた人数とどういう展示、学

習の内容とかですね。といいますのが、南海トラフの巨大地震を考えたときに、今般の能登半島沖の地震のありようが非常に生きてくるんだろうと思いますけれども、大きな災害を経験した本県でありますから、防災センターの充実強化を望むところでもありましたし、このような大きな、よく使っていただけるような——オープン以来どのような状況にあるのかが1つと、それから、今回、災害関連死が能登半島沖で随分少ないような気がいたすんですね、熊本地震から比べると。どういう事情の姿があって、防災センターでこういう学習が行われて、どういう形で県民に広く啓発をされておられるのか。

それから、震災以降のネットワークもありましたけれども、どういう形で防災力の強化に努められて、今後、国民大会もあるわけですし、世界津波の日の高校生サミットもありますし、その辺の眼目を、この予算上げておられますけれども、その辺のことをどういうふうに県民向けに、あるいは多くの世界からも来られますけれども、どういうふうに考えておられるのかを御教示ください。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

まず、1点目の防災センターの現在の活用状況といいますか、視察にお見えの状況でございますけれども、5月17日のオープンから1月末現在で、合計1万316名の方に御来場いただいております。うち、団体での御来場につきましては、およそ300団体等に來いただいている状況でございます。

防災センターにそういった視察に来ていただいているんですけども、案内する運営員のほうを3名常時雇用しております、その3名から、展示内容について、それぞれの視察時間に応じて説明をさせていただいております。

中では、例えば、自主防災組織等で見学し

たい、研修したいというふうな御要望がございましたら、ワークショップとか防災講話等を組み入れた研修のほうをさせていただいているという状況でございます。

今年度、この総務常任委員会で東北のほうの視察に同行させていただきましたけれども、そこでも同様な展示・学習室等の視察をしておりますが、そこでの状況、まず案内員からしっかりとした経験、教訓について御説明いただいておりますので、そういったこともこの展示・学習室でもやっていきたいということで、早速、展示、学習の先ほどの運営員、こちらにつきましては、例えば長崎県のがまだすドームの視察ですとか、県内の展示・学習室の視察ですとか、そういう勉強もやっておりますし、また、各大学とも連携していけたらということで、今検討を進めている状況でございます。充実強化をしていきたいというふうに考えている状況でございます。

あとまた、来年度開催を予定しております防災推進国民大会、それから世界津波の日サミット、こちらにおきましても、本県が経験しました熊本地震、7月豪雨等の経験、教訓、これをしっかりと伝えていくための取組というのを考えておるところでございます。

まず、防災推進国民大会につきましては、これは内閣府が全体主催するということでございますけれども、熊本県につきましても、そのうち県主催のパネルディスカッション、それから、被災地の視察、研修ツアー、こういったのも考えておりますし、また、世界津波の日サミットにつきましても、世界各国から来る高校生に対しまして、本県が経験した大規模災害の経験、教訓をしっかりと伝えていくということで、今、取組について国とも協議を進めているところでございます。

あと、災害関連死につきましてはの御質問もございました。これにつきましては、展示・学習室のほうに自助、共助の展示コーナーも

設置しております。

避難所等での避難生活、これにつましても、様々な、例えば簡易型のバッテリーの設置ですとか、あとまた非常食の整備の必要性とか、そういったのも来ていただいた方にしっかりお伝えして、日頃からの備えということに対して取り組んでいただけるように、今やっているところでございます。

危機管理防災課からは以上です。

○緒方勇二委員 大変意気込みを感じる答弁をありがとうございました。

本当に、南海トラフ巨大地震を意識される県民が多くなったように感じております。そのような中で、防災センターが果たす役割、非常に大きいんだろうというふうに思います。平成24年から4年置きに災害を経験してきた本県でありますから、しっかり県民向けに防災意識の、避難の意識の醸成やマイタイムラインとか、その辺をしっかりと周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

続けていいですか。

○岩本浩治委員長 はい。

○緒方勇二委員 すみません。35ページの消防力強化のところをちょっとお尋ねしたいんですが、これは1,353万上がっていますが、この中で消防団の充実ということをうたわれておられますが、団員がどれぐらい減っているのか。

それから、聞くところによりますと、手当が個人の口座に直接振り込まれるようになったやに聞いております。で、地元の分団等に聞きますと、分団の運営がなかなか難しくなりましたというような話も聞こえてくるような状況にありますが、県下の消防団は本当によく頑張っているというふうに思いますが、消防団員の人材確保と個人への振込にも伴って、分団の運営とかが非常に厳し

いような話があるんですね。上に立てば立つほど、やはり個人的な支出も多くなるんでしょうから、やっぱりその辺ですね、個人個人にそれぞれ振り込まれますと、何か分団の運営上支障を来すような話まで聞こえてきますので、その辺のことの何か状況を把握しておられるのか、あるいは今後消防団の運営を、先ほどの防災センターの話にもつながりますけれども、第一義的には消防団の充実が一番だというふうに思いますので、その辺のことが何かこの予算の強化推進あるいは充実について盛り込まれておられるのか、お聞かせください。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

消防団員のまず団員数の状況でございますが、今年度の4月1日現在で団員数が2万8,773人ということで、実員ベースでいきますと、全国で5位となっております。人口比でいきますと、全国で4位という状況でございます。

過去10年間の消防団員数の減少状況でございますが、熊本県は、平成25年と令和5年を比較したところ、5,600人ほどの減少となっていて、約16%の減少ということになっております。全国が、この間、10年間で約12%の減となっておりますので、全国の減少比率を上回る減少率ということになっております。

また、消防団員の報酬についてでございますが、消防団員の報酬は、そもそも団員個人に支給されるべき給与的な性格を帯びているということから、国が全国的に個人支給を進めているところでございまして、県内でも43の市町村が今個人支給を導入されております。県におきましても、消防団長の会議等を通じまして、個人支給の要請、説明をお願いしているところでございます。

それと、御質問のありました分団の運営に

関するところでございますけれども、分団につきましては、普通交付税の中で措置がされておりまして、ちょっと額が、今ちょっと手元にございませぬけれども、必要経費、分団の運営に関する経費につきましては、市町村で措置するよう、県から市町村に対して依頼をしているところでございます。

また、来年度でございますが、国のほうで地方財政措置の改正が行われておりまして、通常の団員よりも上の消防団長からの幹部、中堅幹部につきましても、特別交付税の措置がなされておるところでございます。

また、今年度の予算の中で、消防団の充実に関する取組として、来年度から、国の委託事業を受けまして、啓発事業でありますとか講演会を予定しております。また、来年度は、国の直接の事業になりますが、消防団の充実強化の全国大会も熊本県で開催していただく予定で、今調整を進めているところでございます。

消防保安課からは以上でございます。

○緒方勇二委員 ありがとうございます。

普通交付税とか特別交付税で措置されておられます。あとは市町村の考え方なのかもしれませんが、分団運営が歴代ずっと——社会人になってから、社会人教育みたいなのところもあって、本当にありがたい存在なんです。が、いざというときには非常にみんなで頑張ってくれる、特に行方不明者の捜索等も一生懸命頑張ってくれるんですが、その後、よくみんな、こんなこと言ったらいけないのかもしれませんが、よく飲み会とかやります。そのときに、やっぱり予算が足りないんだと思います。で、団長とか幹部が、本部から来てやっぱりお金出しているんだろうというふうに思いますけれども、何かこれは、消防団員が、高齢化率よりもっと、16%ですか、全国からしてもちょっと減っているような状況にあって、今後どういうふうに消防力を確保し

——地域づくりの上でも頑張っていただく消防団員でありますから、その辺のですね——よくよく、今年全国大会が本県であるのであれば、しっかり消防団と話し合いを持たれて、県が果たすべき役割は別のところにあるんだろうと私は思いますから、特にどこかでは消防団員確保で実績を上げておられるところありましたですね。女性であるとか、大学生であるとか、熊本市消防団でしたかね。そういうことも多分披瀝されるのかも分かりませんが、地方にあって、郡部なんかは、特に消防力は、20歳過ぎれば必ずや入るようになっていたものが、今それが崩れてなかなか入りづらくなっている状況にありますので、個人の口座に入ることも大切ですが、分団の運営も何か県のほうでうまく考えてあげたほうがいいのではないかなというふうに思っておりますので、御検討方よろしくお願い申し上げます。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○田口消防保安課長 各個人に支給されました団員報酬につきまして、各分団で徴収する場合には、それぞれの団員に対して説明を行って、合意を得て、納得の上徴収するようということで、県から各市町村に対して要請をしております。

また、消防団員の負担軽減等につきましては、今年度から、消防団員を対象にしましたドローンの研修も行いまして、デジタル技術を活用した捜索活動、消防団活動なども行えるように、人材育成に努めているところでございます。

また、各消防団の実情につきましては、県からも、消防団長さん方が会員になっておられます消防協会の役員会等に参加いたしまして、意見交換を重ねておりまして、そういったあらゆる機会を捉えて消防団の運営の実情

を伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 緒方委員、よろしゅうございますか。

○緒方勇二委員 はい。

○岩本浩治委員長 その他。

○西山宗孝委員 すみません。緒方委員の先ほどの能登半島のところで関連質問させていただきたいと思いますが、17ページ。

災害関連死が非常に今回は少ないというお話を聞きましたけれども、聞くところによりますと、8年前の熊本地震の教訓で、非常にそういったのが減ったのではないかという話も聞きました。

災害直後、熊本県では、危機管理と警察関係で第1弾を石川県に派遣されているというの聞いておりましたけれども、参考になっているのはなっていると思うんですが、熊本地震の相当そういったものがあって減っているんだということをちょっと聞いたこともあったものですから、それが1つと、もう一つは、能登半島、半島性の今回の弱点といいますか、従来からも、地震等々災害の場合は、弱点がその半島の先に、道路が分断されてインフラ全てストップして、初期対応に非常に苦慮したということも今回改めて認識したんですけれども、今後、防災、減災関係で国が進める対策事業で、熊本県にも随分半島があるんですけれども、そういったところについての今後の見込みといいますか、県の考えでもいいんですけれども、何かパネルディスカッションもそういったものが熊本であるということであれば、そういったものをどのように捉えておられるのか、少し御意見を聞かせていただければと思います。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

先ほどの1点目の災害関連死、これの防止のために本県がどのように貢献したかということだったかと思えますけれども、災害関連死の防止につきましては、健康福祉部のほうで担当はしておるところでございますけれども、本県におきましては、いち早く医療、保健指導ですね、看護師等のチームを派遣しまして、それで避難所等を回りながら、または石川県の保健所の機能を補うというところのサポートもしながら、災害関連死を防ぐための取組というふうな部分には貢献しているかというふうに認識しております。

また、2点目の今回能登半島地震で問題となりました応援・救助部隊とか、あとまた食料を含めた救援の部隊、救援の活動といいますか、これにどう対応していくかということでございますけれども、国のほうでも、今回の能登半島地震の対応を課題検証しながら、今後必要な施策というのは出してくるというふうに思いますが、本県におきましては、これは今回の本会議におきます荒川議員の知事公室長答弁でもお答えしているところでございますけれども、令和3年の日奈久断層を震源とする地震といいますか、想定訓練、総合防災訓練を行っておりまして、その際に、天草に向かう緊急輸送道路といいますか、そういった道路が通れなくなった場合に備えて、物資、それから応援部隊を送る手だてを考える必要があるというようなところで、その大量に輸送する手段としまして船舶での輸送を考え、令和4年6月になりますけれども、九州電力苓北火力発電所の港湾施設等を災害時に使用するための協定を締結しております。

来年度、6年度におきましては、実際輸送をやってみたときにどのような課題が生じるかというようなことで、実際に大型艦船を苓北火電の港湾施設に着岸させる訓練を予定し

ているところでございます。

そういったところでの訓練を通して課題が出てきた場合に、一つ一つ対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西山宗孝委員 災害関連死が減ったということは、過去のいろんな地震で教訓もあって減っていると思うんですが、熊本からの支援の第1弾で危機管理関係と県警が行ったということも非常に影響あったのかなとも思いました。

もう1つお尋ねしたのは、もう答弁は要りませんけれども、半島性というのは、非常にこの道路、特に道路関係が弱い。1か所分断されたら、もう海岸線なんか特にこの1本の道路が中心なんですけれども、ここが止まったら——過去にも、大雨等々でも、天草に行く幹線道路、57号線を中心に非常に遅くなったこともあるんですけれども、そういったところについても、インフラ事業、道路ネットワークですね、半島性のその1本じゃなくて、それを縦横に県道とか走っているわけですから、そういったことも今回を教訓にやっぱり検討して、今後の施策に反映していただきたいというふうに思います。

要望としてお願いしときます。答弁要りません。

○岩本浩治委員長 要望でよろしゅうございますね。

ほかにありませんでしょうか。

○幸村香代子委員 すみません、16ページですね。今の関連ですが、今回の能登半島沖地震、また、以前経験した熊本地震においても、非常に避難所運営などに関して、女性の視点が足りないといったところが一つの大きな課題としてあったかというふうに思いま

す。

それで、今、熊本として、この課題についてどんなふうな取組をされているのかというのを1つお聞きしたいと思います。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

避難所の運営につきましては、健康福祉部のほうで担当しているところでございますが、こちらのほうで情報共有をさせていただいております内容につきまして御説明をしたいというふうに思います。

まず、例えば、女性の視点というふうなことで、妊産婦さん、それから乳幼児の関連の備蓄というのが必要になってくるかと思えますけれども、そういった備蓄につきましては、例えば、生理用品とか、あと乳幼児用の備蓄として、生理用品は2万枚、それから紙おむつは4,000枚、それから粉ミルクにつきましては1,600食というのを、今備蓄を進めているというような状況を聞いております。

あとまた、妊産婦、乳幼児用の物資につきまして、ほかにも必要なものがある場合には、常備する物資について、保管スペースの確保、そういったものも今後整備をしていくというようなことが必要というふうに考えているということを伺っております。

以上になります。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。所管のところ以外のところで、すみません。

でも、今お話を聞いて、非常に連携をされて情報共有をされているなというふうなことを改めて確認をさせていただきました。

しかしながら、やはりそもそもの防災計画であるとか、そういったところにどれだけ女性の視点を入れていくかということはやっぱり重要なことだというふうに思いますので、引き続きお願いをしたいというふうに思います。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○幸村香代子委員 もう1点いいですか。

○岩本浩治委員長 はい。

○幸村香代子委員 20ページの職員研修費、これについてお尋ねをしたいというふうに思っています。ちょっと気になるところがあるものですから。

多分、この職員研修については、テーマであるとか対象であるとかといったところが様々あるんだろうというふうに思っています。これまでの私の経験から、非常に女性職員の参加がなかなか思うようにできないというふうなお声も聞こえているところです。

それで、こういったところも、この研修に対して、そういった配慮がなされているのかどうかということの確認をさせていただきたいというふうに思っています。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

研修体系というのを整理しておりまして、一定の、新採なら新採、あるいは係長、班長になったときの研修、あるいは課長になったときの研修ということで定期的に受けていただく研修と、あと、手挙げ方式という形で、スキルアップ、自分の学びたい部分を選んで研修をしていただくという部分を組み合わせて体系を整備しております。

私の——ちょっと数字的なものは今手元にございませんけれども、認識では、女性も含めて、多くの職員が参加をいただいていると思います。

あと、忙しい中、育児、家事の中でも研修しやすいように、最近では、オンデマンドというか、共用キャビネにアップをした動画を見るような研修も組み合わせて、なるべく仕

事以外でも、いろいろ忙しい方でもしっかりと受講ができるような仕組みというのは、大事な先生御指摘の視点だと思いますので、心がけながら体系を組んでいるところでございます。

説明は以上です。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

おっしゃったように、先ほど条例のほうで育児休業の件も出ておりましたけれども、男性、女性にかかわらず、やっぱり家事、育児、また、障害を持たれた方であるとか、様々あるというふうに思っています。できるだけ平等にその研修の機会があるようにということで、引き続き配慮をお願いしたいというふうに思っています。

よろしく願いいたします。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○幸村香代子委員 はい。

○岩本浩治委員長 その他。

○高木健次委員 41ページなんですけれども、久保田振興課長にお尋ねしますが、企画推進費の中で、移住定住加速化事業、約2億円予算組んでありますが、このことは、本県も非常に人口減少があつて、その取組として非常に数年前から力を入れてきている事業なんですよ。

それで、一時期、非常にオンラインの普及とか充実で地方におつても仕事ができるとか、そういう方々がよその県から熊本に来て仕事をしてもらう、そういう移住、定住の促進も図られてきておりましたけれども、その中で、非常にその内容と今まで取り組んできた移住、定住の成果というのはどうなっているのかなという感じと、内実どういう状況に

なっているのか、また、そういうことの進み状況、進捗具合というのはどういう状況になっているのか、ちょっと教えてください。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

移住、定住の推進につきましては、移住定住推進本部を庁内に設置しまして全庁的に取り組んでいるところでございますけれども、個々の取組がどういうふうに成果につながったかというところがなかなか難しいところではございますけれども、例えば移住の相談件数、こちらのほうが、令和元年度は1,300件ほどでございましたけれども、これが昨年度は2,993件ということでかなり増えておりまして、今年度も1月末の時点で2,776件ということで、昨年度の2,900件を上回るぐらいのスピードで行っておりますので、やっぱり、移住相談窓口は、東京、大阪、福岡、それから県庁に置いているんですけれども、都市部での熊本への移住ということに対する認識というのは高まっているんじゃないかなろうかというふうに受け止めているところでございます。

また、こちらの移住、定住の取組につきましては、KPIを設定しております、4年間で1万人という目標を設定しておったところでございます。

こちらのほうにつきましても、令和2年度は移住者数1,600人ほどでございましたが、3年度、2,000人を超えまして、4年度が2,300人余りという形で着実に増えてきているところでございますので、そこは、今計上している予算は骨格分だけでございますけれども、さらに6月の肉づけの予算編成まで含めまして、庁内で議論をした上で必要な事業をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○高木健次委員 今の話では、非常に成果を

収めていると、年々増加している、4年間で1万人というまでは達してないけれども、非常に成績がいいというのかな、大変いい取組になっていると思うんですけれども、JAS Mの熊本県進出で、非常に外国からもよその県からも、作業員とか職場の人たちも、随分移住、定住が増えていると思うんですね。

その辺からすると、比較的熊本県は人口増につながっているというふうな、まあ私たちも自負しておりますけれども、この事業は、非常にやっぱり今からの本県のいろいろな浮揚につながるものというふうに思っておりますので、しっかり対策をしていってほしいという気持ちでおりますので、課長、これからもしっかり移住・定住促進、頑張ってください。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○緒方勇二委員 今の移住定住加速化事業について関連してありますが、ちょっと別角度から質疑をしたいんですけれども、社会減に歯止めをかけるためにKPIも設定されて、4年間で1万人を達成せんとするような勢いでありまして、片方で、空き家バンクのほうの登録ですね。これを加速化の上でどうしても必要なんだろうと思うんですが、郡部にも、一極集中を是正するためにもですね。

片方で、今回の能登半島の地震を考えたときに、耐震化の事業がありますよね、住宅の改修。本県は、前倒しで25年には達成するんだという——国の方針ですよ。ような勢いがあります、片方で。もう一方で、省エネ改修とか、それから高齢者のための介護保険で言うところの住宅改修工事、こういうものにも相当今後——高齢者住宅の改修は、もう20年近く公費を出して改修してきています。そう

いうところが空き家になっているんですよ、亡くなられた後。

で、空き家バンクに登録をしていただくとか、そういう働きかけが1つと、それから耐震と省エネ、これは公費を打ち込むわけですから、ぜひとも、移住、定住の加速化と相まって、空き家バンクの登録につなげていただきたいんですよ。その辺のこと、考え方ありますか。

○久保田地域振興課長 委員御指摘のとおり、空き家バンクの推進というところにつきまして、現在、県内の市町村で40市町村余りが個別にも空き家バンクを設けておりまして、私ども県のほうでも、全庁的な空き家バンク、プラットフォームを今年度の初め、5年の4月からスタートしているところでございますけれども、空き家バンクへの物件の登録という部分では、なかなかやっぱり貸手側の理解が進んでない部分もありますので、そういったところは、土木部のほうでも、建築士さんを活用してそういった、何ていいますか、普及啓発といえますか、そういった取組もしておりますし、あと、各市町村でも、個別にそういった空き家バンクの登録推進の取組をされています。

そういった中で、私ども地域振興課の補助事業あたりも活用していただいているところでございますので、引き続き空き家バンクの運営と登録物件を増やしていくというところにつきましては、ほかの部局あるいは市町村とも連携しながらしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○緒方勇二委員 ぜひ、戦略的に考えても、耐震化も高めていかなければならない、地球温暖化対策で省エネ住宅、省エネの改修、こういうことも考えていかなければならない上に、介護保険で在宅でということを考えてときに、この住宅改修にも公費を打ち込んでい

るわけですよ。トータルでいけば300万超えると思いますよ。

そういうところは、ぜひ、公費を打ち込む上では、後々お住まいにならなくなったのであれば、やっぱり空き家バンクに登録してくださいよとかいうこの促し方ですね。そのことが移住、定住につながると思いますし、今回の地震を見ますと、複合災害のあのさまは、緊急輸送道路沿い、これは特定空き家が非常に多くて、潰れていますよ。こういうところを、中古の住宅の改修によって、市場を育みつつ、農地を潰して新たな住宅地を造るのではなくて、現にある住宅を中古市場活性化してあげるとか、そういうことをもって移住、定住を促進するとか、何かそういう戦略性をぜひ考えていただければと思いますので。これは要望です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

その他ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○立山大二郎委員 1点だけごめんなさい。

すみません。25ページで諸費のところなんですけれども、有斐学舎の件です。

火災があったということですが、その後、受入れ状況とか今後の募集とか、どういった形になっているのかだけ、分かる範囲で教えていただければと思います。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

12月の下旬に火災が発生しまして、3階部分を中心にちょっと住むことが厳しい状況になりましたので、それで退所した学生が5名ほどいますが、全体で50名余りいる中で、大半の学生は残るということで判断をさせていただいてまして、当面は、20名ほどちょっと部屋に住めませんので、その学生については、他県の寮に協力をいただきまして、3月

末からもうしばらくまでは他県の寮に入っていただく状況でございます。

それ以降につきましては、今の寮が50年以上たっておりますので、大体同じぐらいの距離のところに同規模の施設を一旦借りて——民間の施設でございますけれども、賃貸で借りて、一応5年間の予定と聞いておりますが——契約上ですね。5年間の予定と聞いておりますが、5年間借りて、新しく入居されたい方も募集するという形で、5年間は当面そのような形にして、それ以降のことにつきましては、今の土地、建物の資産価値も相当程度ございますので、その活用も含めて、全体的に今後の方針を決めたいということで伺っております。

以上でございます。

○立山大二郎委員 ありがとうございます。

本県の若者が関東で学ぶ大変大事な拠点だと思うんです。肉づけで要求ということで、大変安心したところでございますけれども、ぜひ対応もよろしくお願いいたします。

また、人事委員会等におかれましても、せっかく関東で学んだ子を県庁とかで採用するとか、またUターンですとか、そういったところでも活用いただけたらと思いますので、部局を超えて大変恐縮なんですけれども、全庁的にもいろんな対応していただければありがたいなと思うところです。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○立山大二郎委員 はい。

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

○佐崎危機管理防災課長 委員長、すみません。危機管理防災課でございます。

すみません。先ほど幸村委員の御質問に対しまして、避難所での備蓄物資の保管スペースの確保が必要というふうなお話をさせていただきましたが、そういった常備備蓄以外の物資につきましては、民間企業等との協定に基づき、必要に応じて適宜調達するということを聞いておりましたので、付け加えさせていただきます。

以上です。

○岩本浩治委員長 幸村委員、よろしゅうございますか。

○幸村香代子委員 はい。

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第13号、第20号、第23号、第31号、第34号、第41号から第47号まで及び第73号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外14件について、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外14件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとし

てよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

報告資料の1をお願いします。

令和5年度における本県の国民保護の取組について御報告させていただきます。

まず、1の弾道ミサイルを想定した住民避難訓練につきましては、(1)は、昨年8月、水俣市において、弾道ミサイルが水俣市上空を通過するとの想定で住民避難訓練を実施しています。また、(2)においては、今月9日に、熊本市においても同様の訓練を実施しています。

この訓練は、国、県、市町村の共催により実施するもので、来年度も他の市町村において検討されているところでございます。

次に、2の県民への周知、普及啓発につきましては、爆風等から身を守るための取るべき避難行動や緊急一時避難施設の所在地などを県民へ周知するため、今年度、普及啓発動画を作成し、県のホームページやYouTube、防災センターの展示・学習室等で公開しています。この動画には、熊本市の訓練の様子を追加したものを年度内に公開します。

次の3は、緊急一時避難施設の指定についてでございます。

コンクリート造りなどの堅牢な建物について、緊急一時避難施設としての指定拡大に取り組んでおり、令和6年2月時点で1,053か所となっております。

丸の2つ目ですが、現在、県立高校校舎等の指定に向けて教育庁と調整をしており、年度内に52か所の追加指定を目指しています。

裏面をお願いします。

4の国重点(鹿児島県・熊本県共同)国民保護訓練についてでございます。

1月18日及び21日に、武力攻撃予測事態認定を想定した住民避難訓練を国主導により実施しました。

この訓練では、図にあるとおり、屋久島町の住民合わせて1万2,000人を、鹿児島県で8,500人、本県で3,200人を受け入れる設定で、うち600人を八代市で受け入れる想定で訓練を実施しました。

本県では、18日に県国民保護対策本部会議を訓練で開催し、避難住民受入れに必要な対応を各部局と共有、21日には、鹿児島県や八代市と避難住民受入れの一連の流れを確認する図上訓練を行いました。

今後は、避難者受入れ施設の確保や、また、長期避難に備えた住まいの確保や教育、就労支援等についても検討していくこととしています。

最後に、5の国による沖縄県先島諸島からの避難住民の受入れモデル計画策定への協力についてでございます。

国や沖縄県、先島諸島の市町村では、昨年度から住民避難に係る図上訓練が実施されており、下の図のとおり、宮古島から鹿児島空港へのルートと新石垣空港から福岡空港へのルートにより、約12万人を6日間で九州に避難させる計画が検討されています。

先日の本会議での鎌田議員の質問に対する知事公室長答弁のとおり、1つ目の丸からですが、昨年10月、当時の松野内閣官房長官から九州地方知事会長である蒲島知事に対し、沖縄県先島諸島からの避難住民の九州各県での受入れの検討の要請がありました。

今年1月の国、鹿児島県との共同訓練実施後、国から本県と八代市に対し、国では、1

月の訓練を基に、先島諸島から九州各県へ避難受入れ準備のためのモデル計画を作成する、については、検討に協力してほしいと依頼がありました。

国からの説明によれば、このモデル計画によって八代市で実際に受け入れることが決まるものではありません。

県としましては、国の方針の下、八代市と連携しながら、国のモデル計画作成に協力し、他県からの避難受入れについて検討してまいりたいと考えております。

危機管理防災課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

報告資料の②をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村、相良村の振興についてでございます。

本件につきましては、本委員会のほか、建設常任委員会においても同様に御報告させていただきます。

まず、1、緑の流域治水の主な取組状況、
(1)新たな流水型ダムの進捗状況についてでございます。

①環境アセスメントについて、11月28日に環境影響評価準備レポートが公表され、現在、県の環境影響評価審査会を開催するなど、知事意見の形成に向けた手続を進めております。

今後、準備レポートに対する環境保全の見地からの意見を聴取するため、下段の表のとおり、五木村、相良村、人吉市、八代市の4か所で県主催の公聴会を開催し、関係市町村長や審査会等の意見を踏まえて知事意見を取りまとめていく予定としております。

②流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みについてです。

流水型ダムの事業の方向性や進捗を確認する仕組みの第2回会議を、昨年12月に人吉市で開催しました。

会議では、環境影響評価の概要や模型を使った流水型ダムの治水効果の説明などが行われ、会議の構成員から多くの御意見をいただきました。主な意見等は、以下に記載しています。

会議の内容及び結果については、県のホームページに掲載するとともに、先月27日には新聞広報を実施するなど、広く県民に周知しているところです。

今後は、仕組みの構成員による五木村の大型模型実験施設の視察を予定しております。

裏面をお願いいたします。

(2)県管理河川の整備推進について、五木村の川辺川上流域の河川整備について、令和4年8月の河川整備計画策定以降、住民説明会を開催し、現地測量、予備設計を実施しているところでございます。

先月14日には、現在実施中の河川整備を含めた洪水対策、土砂、流木対策に関する説明を行いました。引き続き、住民の御意見を丁寧にお聴きしながら、速やかに具体的な対策を実施してまいります。

最後に、五木村、相良村の振興についてでございます。

五木村については、村の中心部である頭地周辺地区の新たなまちづくりに向け、昨年11月に続き、村民主体の東地区まちづくりグラウンドデザイン協議会を先月24日に開催いたしました。

会議では、村の振興に向けた課題の一つである新たな平場の整備に向けた具体的な検討が行われるなど、新たな振興が着実に動き出しております。

流水型ダムの五木村への環境影響については、今月3日と4日、国が村民説明会及び大型模型実験施設の見学会を実施されています。

引き続き、国と連携して、五木村の皆様の不安の払拭に向け、丁寧に説明を重ねてまいります。

今月6日には、五木村及び村議会から、県と国土交通省九州地方整備局に対し、今後の五木振興に関する要望書が提出され、現在、各要望事項に対する県の対応を整理しているところです。今後、五木村に要望への回答を予定しております。

相良村については、先月26日、村民の理解向上を図るため、国、県、村の連携の下、柳瀬地区で整備が進む遊水地の現場見学会と緑の流域治水の説明会を開催いたしました。

今月20日には、相良村の振興策に対する県の取組を検討、協議するため、副知事を座長とする第4回相良村振興推進会議を開催し、来年度以降の県の支援策の取りまとめを実施しております。

引き続き、国、県、村が一体となり、両村の振興に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の報告が終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、質疑はありますか。

○幸村香代子委員 まず、緑の流域治水のほうなんですけど、こちら、多分もう公述人の募集が終わっていると思います。それで、大体人数を教えていただければと思います。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

この公聴会につきましては、委員今御紹介のとおり、公述人の申出の募集が終わっております。それで、所管課である環境保全課のほうで、本日午後、それについて発表の予定でございますが、今情報共有していることについてお話しさせていただければと思います。

今、私ども聞いておりますのは、46人の方が公聴会での公述の申出をされているという

ふうなことを聞いているところでございます。

○幸村香代子委員 今回、例えばインターネット中継であるとかは予定はなかったですね。

○中川政策監 すみません。情報共有した上でまたお伝えできればと思います。

○岩本浩治委員長 じゃあ、後で。

○幸村香代子委員 はい。

ネット中継をお聞きしたのは、実は、先日、水俣のほうで風力発電の公述がやっぱり行われて、そのとき70名近い方が公述人で述べられたんですが、そのときにやっぱり冒頭にネット中継の御希望も出ていたので、ちょっとその辺りどうかなということをお聞きしたところでした。

○岩本浩治委員長 ほかになければ、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、以上で質疑を終了します。

その他の事項に入ります。

次に、その他に入りますが、まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和5年度総務常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について御一任をいただきましたので、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、7項目の取組を掲げた案を

作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

この案につきまして、何か御意見等がありましたら、お願いをしたいと思います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ただいま、ないということでございましたので、この案でホームページへ掲載したいと思います。

なお、掲載までに簡易な文言の修正や最新データへの時点修正等がありましたら、委員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ほかにないようでございますので、本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時40分閉会

○岩本浩治委員長 なお、本年3月をもって役職定年等の方が本日6名出席されております。それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っております。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、お一人ずつ、一言ずつでも結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

（平井総務部長、松岡理事～大濱政務調

査課長の順に退任挨拶）

○岩本浩治委員長 大変お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

この1年間、南部副委員長をはじめ委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりました。

委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始御熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、知事公室長、総務部長、企画振興部長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、常に丁寧な説明と御答弁をいただきまして、心から厚く感謝申し上げる次第です。ありがとうございました。

先ほど御挨拶いただきましたが、この3月をもって勇退される方々におかれましては、長い間県政に携わっていただき、誠に御苦勞さまでございました。

今後、県政発展のため、変わらぬお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆さんの今後のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単でございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

次に、南部副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○南部隼平副委員長 この1年間、岩本委員長の下、副委員長として委員会運営に携わせていただきました。委員各位並びに執行部の皆様方には、大変お世話になりました。

私としても、この総務常任委員会、熊本県の中樞を担うこの委員会で学んだことをしっかり今後の施策にも生かしていきたいと思えますし、執行部、委員の皆様においても、引

き続きこの本県の発展に寄与していただきま
すようよろしくお願い申し上げまして、挨拶
とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○岩本浩治委員長 以上で終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後0時48分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長